

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第2区分

【発行日】平成21年12月3日(2009.12.3)

【公表番号】特表2009-511992(P2009-511992A)

【公表日】平成21年3月19日(2009.3.19)

【年通号数】公開・登録公報2009-011

【出願番号】特願2008-535796(P2008-535796)

【国際特許分類】

G 02 B 5/00 (2006.01)

G 02 F 1/1335 (2006.01)

G 09 F 9/00 (2006.01)

【F I】

G 02 B 5/00 B

G 02 F 1/1335 5 0 0

G 09 F 9/00 3 1 3

【手続補正書】

【提出日】平成21年10月13日(2009.10.13)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

第1高分子材料を含む光透過性高分子ベースシートであって、対向する第1及び第2表面を有するベースシートと、

第2高分子材料を含む複数の光配向素子であって、各素子が基部、高さh、及び、前記高さに沿って配置される短軸を有し、前記素子が前記ベースシートの前記第1表面から突出し、ある素子の短軸が隣接する素子の短軸とほぼ平行であり、かつある素子の基部が隣接する素子の基部と接合しないように配置されている光配向素子と、
を備えるプライバシーフィルム。

【請求項2】

前記素子は傾斜角が15°を超える90°未満で前記ベースシート上に配置され、前記傾斜角が前記ベースシートの前記第1表面と前記素子の短軸の間に形成される、請求項1に記載のプライバシーフィルム。

【請求項3】

前記素子が、ある素子と隣接する素子との中心間距離Pを有し、h:P比が0.5~5である、請求項1に記載のプライバシーフィルム。

【請求項4】

前記素子が二酸化チタン、酸化亜鉛、硫化亜鉛、リン酸亜鉛、炭酸カルシウム、アルミニウム、シリカ、酸化アンチモン、硫酸バリウム、リソベン(1ithopene)、焼成力オリン、炭酸鉛、酸化マグネシウム、及びこれらの組み合わせから成る群から選択される光反射材料をさらに含む、請求項1に記載のプライバシーフィルム。

【請求項5】

前記第1及び第2高分子材料の少なくとも1つが、熱可塑性ポリマー及びエラストマーから成る群から選択され、前記熱可塑性ポリマーが、ポリプロピレン、ポリエチレン、ポリスチレン、ポリカーボネート、ポリメチルメタクリレート、エチレンビニルアセテートコポリマー、アクリレート変性エチレンビニルアセテートポリマー、エチレンアクリル酸

コポリマー、ナイロン、ポリ塩化ビニル及びこれらの組み合わせから成る群から選択される、請求項 1 に記載のプライバシーフィルム。

【請求項 6】

前記ベースシートの前記第 2 表面上に配置された光透過性の再配置可能な接着剤をさらに備える、請求項 1 に記載のプライバシーフィルム。

【請求項 7】

前記第 1 又は第 2 高分子材料が、0 . 5 を超え、2 0 0 未満のメルトイインデックスを有する、請求項 1 に記載のプライバシーフィルム。

【請求項 8】

各素子の傾斜角がフィルム全体にわたって実質的に一定であるか、又は前記フィルムのある部分と前記フィルムの別の部分で異なる、請求項 2 に記載のプライバシーフィルム。

【請求項 9】

ある素子の高さが、隣接する素子の高さの 7 5 % ~ 9 5 % である、請求項 1 に記載のプライバシーフィルム。

【請求項 10】

前記ベースシートと前記光反射素子が、二酸化チタン、酸化亜鉛、硫化亜鉛、リン酸亜鉛、炭酸カルシウム、アルミナ、シリカ、酸化アンチモン、硫酸バリウム、リソペン、焼成力オリン、炭酸鉛、酸化マグネシウム、及びこれらの組み合わせから成る群から選択される光反射材料をさらに含む、請求項 1 に記載のプライバシーフィルム。